

デイサービスセンター グリーンビレッジ瀬戸内 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会が開設するデイサービスセンター グリーンビレッジ瀬戸内（以下「センター」という。）が行う指定地域密着型通所介護事業及び介護保険法に基づく第1号通所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、センターの生活相談員又は介護職員（以下「通所介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業を提供することを目的とする。なお、指定地域密着型通所介護との併設により、人員の兼務・設備の共用を認めるものとする。

（指定地域密着型通所介護運営の方針）

第2条 センターが実施する指定地域密着型通所介護は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、相談・援助等の生活指導・機能訓練及び必要な日常生活上の援助を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適正な介護技術をもって必要なサービスの提供に努めるものとする。

（介護保険法に基づく第1号通所事業運営の方針）

第3条 センターが実施する介護保険法に基づく第1号通所事業の従業者は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するよう必要な日常生活上の支援を行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限に引き出す支援を行う。
- 3 サービスの提供の開始に当たり、利用者の心身の状況等を把握し、第1号通所計画を作成し、実施状況の把握、指定介護予防支援事業所への報告等を行なうものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 デイサービスセンター グリーンビレッジ瀬戸内
- 二 所在地 岡山県倉敷市船穂町柳井原2300-1

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 センターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名（常勤1名、併設介護老人福祉施設の管理者と兼務）
管理者は、センターの職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 生活相談員 1名以上
生活相談員は、利用の申込みの調整・生活相談を行う。
- 三 看護職員 1名以上
看護職員は、健康チェック等を行い健康状態を把握し、サービスを利用するために必要な処置を行う。
- 四 介護職員 2名以上
介護職員は、通所介護の提供にあたり利用者の心身の状況を把握し、適切な介助を行う。

五 機能訓練指導員 1名以上（看護職員と兼務）

機能訓練指導員は、日常生活を営むために必要に機能の減退を防止するために必要な機能訓練を行う。

（利用定員等）

第6条 センターの利用定員は、次のとおりとする。

1日 18名とする。

（営業日及び営業時間）

第7条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 毎週月曜日から土曜日まで（12月30日から1月3日迄の年末年始を特別休暇とする。）

二 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までを、通常の営業時間とする。

① サービス提供の時間 午前9時45分から午後3時55分

三 臨時休業等

暴風雨、積雪等で警報が発令された場合は、管理者の判断により臨時休業する場合がある。
また、営業時間中に警報等が発令され通常の帰宅時間に危険が生じる場合も、管理者の判断により途中休業の場合がある。

（地域密着型通所介護の内容）

第8条 指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の内容は、次のとおりとする。

〔指定通所介護〕

一 入浴、排泄、食事等の介助、その他日常生活上の世話

二 機能訓練

日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

三 時間延長サービス

午前8時45分から午前9時45分・午後3時55分から午後5時15分

四 送迎サービス

送迎を必要とする利用者について専用車輛により送迎を行う。

五 相談・助言等

日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

〔指定介護予防通所介護〕

一 入浴、排泄、食事の提供等必要な日常生活上の支援

二 機能訓練

日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

三 時間延長サービス

午前8時45分から午前9時45分・午後3時55分から午後5時15分

四 送迎サービス

送迎を必要とする利用者について専用車輛により送迎を行う。

五 相談・助言等

日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用料その他の費用の額)

第9条 指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額又は倉敷市の定める額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に「介護保険負担割合証」に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払を受けるものとする。

一 利用者の希望により、介護報酬設定上通常の利用時間とされる時間を超えてサービスを提供する場合に要する費用のうち、介護報酬額を超える額。

時間延長サービス 介護保険外サービスとして 延長0,5時間につき 250円。

二 食費として、1日あたり 510円。

三 おむつ代として、その実費。

四 通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用として、通常の事業の実施地域を越えた地点から

片道おおむね 10キロメートル未満 1,000円

片道おおむね 10キロメートル以上 2,000円

五 その他事業において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当であると認められるものについては、その実費。

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書等で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時等における対応方法)

第10条 通所介護員等は、指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業を実施中に利用者の病状に急変・その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医等に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者又は必要に応じ居宅支援事業所等に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の事業の実施地域は、倉敷市とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者は、指定地域密着型通所介護及び介護保険法に基づく第1号通所事業の提供を受ける際には、次に掲げる事項に留意するものとする。

一 他の利用者が適切な指定地域密着型通所介護の提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならないこと。

二 センターの施設・設備等の使用に当たっては、本来の用途に従い適切に使用しなければならないこと。

三 その他センターの規則等を遵守しなければならないこと。

(非常災害対策)

第13条 センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、防火管理者を置き、非常災害その他緊急の事態に備え、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、予めとるべき対策（消防計画等）をたて、避難訓練等を実施し利用者又は従事者に対して防災教育を行うものとする。

(安全管理体制の確保)

第14条 センターは、利用者の病状の急変等が生じた場合に備え、緊急対応マニュアルを作成し、通所介護員等に周知徹底を図るとともに、主治医等への連絡体制をあらかじめ定めておくものとする。

2 センターは、サービスの提供に当たり、転倒防止の観点から余計な物品等を放置しない等転倒防止の環境整備に努める。

3 センターは、サービスの提供に当たり、事前に脈拍や血圧等を測定する等利用者の当日の体調を確認するとともに、無理のない適度なサービスの内容とするよう努める。

(地域との連携等)

第15条 事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流を図るものとする。

2 当センターの行う地域密着型通所介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

3 運営推進会議の構成員は、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、管轄の高齢者支援センターの職員又は市職員等とし、おおむね6ヶ月に1回以上開催する。

4 センターは、運営推進会議において活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

5 センターは、前項の報告、評価、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

(苦情・ハラスメント)

第16条 センターは、提供した事業等に関する利用者又はそのご家族からの苦情・ハラスメントに迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2 センターは、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 センターは、事業に対する国民健康保険団体連合会への苦情の申立てに関して、利用者に対し必要な援助を行うものとする。

4 センターは、事業等に対する利用者からの苦情に対して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供した事業に関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 センターは、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のための担当者を選任し、次の措置を講ずるものとする。

(イ) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施 (年1回以上)

(ロ) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法の検討

(ハ) その他虐待防止のために必要な措置

2 センターは、サービス提供中に、当該事業所従業者または、養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第18条 事業継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が介護福祉サービスの提供を受けられるよう事業継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第19条 感染症の予防及びまん延に努め、感染予防に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を作成し掲示を行う。また、研修や訓練を実施し感染対策の資質向上に努める。

(その他運営についての留意事項)

第20条 センターは、通所介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 3ヵ月以内

二 継続研修 年 2回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 センターの会計は、他の会計と区分し毎年4月1日から翌年3月31日の会計期間とする。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は社会福祉法人 瀬戸内福祉事業会とセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

平成27年 1月 4日一部改正。

平成27年 8月 1日一部改正。

平成27年 9月 1日一部改正。

平成28年 5月 9日一部改正。

平成29年 5月 1日一部改正。

平成29年 9月 28日一部改正。

平成30年 4月 1日一部改正

令和 1年 7月 11日一部改正

令和 1年10月 1日一部改正

令和 6年4月 1日一部改正